

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例新旧対照表

改正案	現行	備考
(地下水汚染に係る調査への協力) 第 78 条 市長は、特定有害物質その他規則で定める物質(以下「特定有害物質等」という。)による地下水の水質の汚濁(以下「地下水汚染」という。)があると認める場合は、その原因を調査するため、必要な限度において、他人の所有し、又は管理する土地の試掘等の調査を行うことについて、当該土地の所有者又は管理者に対し、協力を求めることができる。 (地下水の水質状況の把握) 第 79 条 特定有害物質等を製造し、使用し、保管し、若しくは処理する事業者(以下「特定有害物質等製造等事業者」という。)又は過去においてこれらの行為を行った事業者(現に当該事業所において事業を行っている者に限る。)のうち、規則で定める者は、規則で定めるところにより、当該事業所の敷地内の地下水の水質の状況の把握に努めなければならない。 (特定有害物質等に係る調査等) 第 80 条 特定有害物質等製造等事業者又は過去において特定有害物質等を製造し、使用し、保管し、若しくは処理した事業者(第 87 条第 2 項の規定により記録の引継ぎを行った者を除く。)は、資料等により当該特定有害物質等の取扱状況、土地利用の履歴その他の規則で定める事項の調査(以下「資料等調査」という。)を実施し、	(地下水汚染に係る調査への協力) 第 78 条 市長は、特定有害物質その他規則で定める物質(以下「特定有害物質等」という。)による地下水の水質の汚濁(以下「地下水汚染」という。)があると認める場合は、その原因を調査するため、必要な限度において、他人の所有し、又は管理する土地の試掘等の調査を行うことについて、当該土地の所有者又は管理者に対し、協力を求めることができる。 (地下水の水質状況の把握) 第 79 条 特定有害物質等を製造し、使用し、保管し、若しくは処理する事業者(以下「特定有害物質等製造等事業者」という。)又は過去においてこれらの行為を行った事業者(現に当該事業所において事業を行っている者に限る。)のうち、規則で定める者は、規則で定めるところにより、当該事業所の敷地内の地下水の水質の状況の把握に努めなければならない。 (特定有害物質等に係る調査等) 第 80 条 特定有害物質等製造等事業者又は過去において特定有害物質等を製造し、使用し、保管し、若しくは処理した事業者(第 87 条第 2 項の規定により記録の引継ぎを行った者を除く。)は、資料等により当該特定有害物質等の取扱状況、土地利用の履歴その他の規則で定める事項の調査(以下「資料等調査」という。)を実施し、	

その記録を保管しておかなければならない。

(土壌調査の実施等)

第 81 条 特定有害物質等製造等事業者若しくは過去において特定有害物質等を製造し、使用し、保管し、若しくは処理した事業者(以下この節において単に「事業者」という。)又は事業者が現に事業活動の用に供している土地若しくは過去において同種の用に供していた土地の所有者(土地の管理者を含む。以下「土地所有者」という。)は、土壌(市内における土地の土壌で、土壌汚染が専ら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料のたい積場、廃棄物の埋立地その他の特定有害物質等の利用又は処分を目的として、現にこれらを集積している施設に係る土壌(建設工事等により搬出される土壌を除く。)を除く。以下同じ。)の汚染のおそれのある敷地として規則で定めるものについて、事業所の廃止、跡地の再開発等規則で定める土地の改変等の機会(以下「土地改変等の機会」という。)に、資料等調査(土壌汚染対策法(平成 14 年法律第 53 号)第 3 条第 1 項の規定による調査の対象となる物質に係るものを除く。次項において同じ。)を実施し、その結果を書面により市長に提出するものとする。ただし、土壌汚染対策法第 14 条第 1 項に規定する指定の申請をし、同条第 3 項に規定により、市長が当該申請に係る調査を同項に規定する土壌汚染状況調査とみなした場合は、この限りでない。

2 事業者又は土地所有者は、土地改変等の機会において資料等調査

その記録を保管しておかなければならない。

(土壌調査の実施等)

第 81 条 特定有害物質等製造等事業者若しくは過去において特定有害物質等を製造し、使用し、保管し、若しくは処理した事業者(以下この節において単に「事業者」という。)又は事業者が現に事業活動の用に供している土地若しくは過去において同種の用に供していた土地の所有者(土地の管理者を含む。以下「土地所有者」という。)は、土壌(市内における土地の土壌で、土壌汚染が専ら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料のたい積場、廃棄物の埋立地その他の特定有害物質等の利用又は処分を目的として、現にこれらを集積している施設に係る土壌(建設工事等により搬出される土壌を除く。)を除く。以下同じ。)の汚染のおそれのある敷地として規則で定めるものについて、事業所の廃止、跡地の再開発等規則で定める土地の改変等の機会(以下「土地改変等の機会」という。)に、資料等調査(土壌汚染対策法(平成 14 年法律第 53 号)第 3 条第 1 項の規定による調査の対象となる物質に係るものを除く。次項において同じ。)を実施し、その結果を書面により市長に提出するものとする。

2 事業者又は土地所有者は、土地改変等の機会において資料等調査

の結果により、明らかに土壌の汚染のおそれがないと認められる場合を除き、特定有害物質等による土壌の汚染状況を把握するため、表層土壌調査その他の規則で定める調査(以下「土壌調査等」という。)を実施し、その結果を書面により市長に提出するものとする。

- 3 前2項の規定は、土壌汚染対策法第5条第1項の規定による調査を行った土地については、当該調査の対象となった物質に係る部分に限り、適用しない。

4 1項及び2項の規定は、土壌汚染対策法第4条第2項の規定による調査を命じられた土地については、当該調査の対象となる物質に係る部分に限り、適用しない。

(土壌調査等の結果に係る公表)

- 第81条の2 市長は、前条第2項の書面の提出があった場合において、次条第1項本文に規定する場合に該当すると認めるときは、土壌調査等の結果に関する事項について公表するものとする。

(汚染土壌等の処理対策の実施等)

- 第82条 事業者又は土地所有者は、土壌調査等の結果、規則で定める土壌汚染に関する基準に適合しない土壌の存在が明らかになった場合は、速やかに当該基準を達成するため、規則で定める汚染土壌等の処理対策を実施するものとする。

2 事業者又は土地所有者は、土壌調査等の結果並びに土壌汚染対策法第3条第1項、第4条第1項及び第2項、第5条第1項第14条第3項により、前項で定める当該基準を達成するための処理対策

の結果により、明らかに土壌の汚染のおそれがないと認められる場合を除き、特定有害物質等による土壌の汚染状況を把握するため、表層土壌調査その他の規則で定める調査(以下「土壌調査等」という。)を実施し、その結果を書面により市長に提出するものとする。

- 3 前2項の規定は、土壌汚染対策法第5条第1項の規定による調査を行った土地については、当該調査の対象となった物質に係る部分に限り、適用しない。

(土壌調査等の結果に係る公表)

- 第81条の2 市長は、前条第2項の書面の提出があった場合において、次条第1項本文に規定する場合に該当すると認めるときは、土壌調査等の結果に関する事項について公表するものとする。

(汚染土壌等の処理対策の実施等)

- 第82条 事業者又は土地所有者は、土壌調査等の結果により、規則で定める土壌汚染に関する基準に適合しない土壌の存在が明らかになった場合は、速やかに当該基準を達成するため、規則で定める汚染土壌等の処理対策を実施するものとする。ただし、当該基準を達成するための処理対策を早期に実施することができない場合は、応急の処理対策を実施するものとする。

を早期に実施する場合を除き、応急の処理対策を実施するものとする。

3 事業者又は土地所有者は、第1項及び第2項に規定する処理対策を実施する場合は、あらかじめ、汚染土壌等の処理の計画について書面により市長に提出するものとする。

4 事業者又は土地所有者は、第1項及び第2項に規定する処理対策を終了した場合は、速やかにその実施内容を書面により市長に提出するものとする。

(調査及び処理対策に係る指導等)

第83条 市長は、資料等調査、土壌調査等及び前条第1項及び第2項に規定する処理対策について、必要な指導及び助言を行うものとする。

(汚染原因者への勧告)

第84条 市長は、土壌の汚染が原因で地下水汚染その他事業所の周辺環境における汚染又はそのおそれがあると認められる場合は、特定有害物質等に該当する物質を含む水その他の液体の地下への浸透等汚染原因が発生した事業所を設置する者又は当該事業所を設置していた者(相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。以下この節においてこれらの者を「汚染原因者」という。)に対し、資料等調査又は土壌調査等を実施し、その結果を書面により報告するよう勧告することができる。

2 市長は、土壌の汚染が原因で地下水汚染その他事業所の周辺環境における汚染があると明らかに認められる場合又は土壌の汚染の

2 事業者又は土地所有者は、前項に規定する処理対策を実施する場合は、あらかじめ、汚染土壌等の処理の計画について書面により市長に提出するものとする。

3 事業者又は土地所有者は、第1項に規定する処理対策を終了した場合は、速やかにその実施内容を書面により市長に提出するものとする。

(調査及び処理対策に係る指導等)

第83条 市長は、資料等調査、土壌調査等及び前条第1項に規定する処理対策について、必要な指導及び助言を行うものとする。

(汚染原因者への勧告)

第84条 市長は、土壌の汚染が原因で地下水汚染その他事業所の周辺環境における汚染又はそのおそれがあると認められる場合は、特定有害物質等に該当する物質を含む水その他の液体の地下への浸透等汚染原因が発生した事業所を設置する者又は当該事業所を設置していた者(相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。以下この節においてこれらの者を「汚染原因者」という。)に対し、資料等調査又は土壌調査等を実施し、その結果を書面により報告するよう勧告することができる。

2 市長は、土壌の汚染が原因で地下水汚染その他事業所の周辺環境における汚染があると明らかに認められる場合又は土壌の汚染の

程度が著しい場合は、汚染原因者に対し、速やかに第 82 条第 1 項に規定する処理対策を実施し、その実施内容を書面により報告するよう勧告することができる。

- 3 市長は、第 82 条第 1 項及び第 2 項に規定する処理対策を実施した汚染原因者に対し、当該処理対策を実施した後においても、地下水汚染その他事業所の周辺環境における汚染があると認められる場合は、規則で定めるところにより、当該処理対策の効果を確認し、その結果を書面により報告するよう勧告することができる。

(汚染原因者への命令)

第 85 条 市長は、土壌汚染による地下水汚染その他事業所の周辺環境における汚染により、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、規則で定めるところにより、その被害を防止するため必要な限度において、汚染原因者に対し、期限を定めて汚染土壌の処理又は地下水の浄化のための措置をとることを命ずることができる。

- 2 前項の規定による命令を受けた汚染原因者が土壌又は地下水の汚染原因の発生した事業所の土地所有者と異なる場合においては、当該土地所有者は、同項の規定による命令があったときは、当該命令に係る措置に協力しなければならない。

(土地所有者等への要請)

第 86 条 市長は、土壌の汚染が原因で地下水汚染その他事業所の周辺環境における汚染又はそのおそれがあると認められる場合は、事業者(汚染原因者を除く。以下この条において同じ。)又は土地所

程度が著しい場合は、汚染原因者に対し、速やかに第 82 条第 1 項に規定する処理対策を実施し、その実施内容を書面により報告するよう勧告することができる。

- 3 市長は、第 82 条第 1 項に規定する処理対策を実施した汚染原因者に対し、当該処理対策を実施した後においても、地下水汚染その他事業所の周辺環境における汚染があると認められる場合は、規則で定めるところにより、当該処理対策の効果を確認し、その結果を書面により報告するよう勧告することができる。

(汚染原因者への命令)

第 85 条 市長は、土壌汚染による地下水汚染その他事業所の周辺環境における汚染により、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、規則で定めるところにより、その被害を防止するため必要な限度において、汚染原因者に対し、期限を定めて汚染土壌の処理又は地下水の浄化のための措置をとることを命ずることができる。

- 2 前項の規定による命令を受けた汚染原因者が土壌又は地下水の汚染原因の発生した事業所の土地所有者と異なる場合においては、当該土地所有者は、同項の規定による命令があったときは、当該命令に係る措置に協力しなければならない。

(土地所有者等への要請)

第 86 条 市長は、土壌の汚染が原因で地下水汚染その他事業所の周辺環境における汚染又はそのおそれがあると認められる場合は、事業者(汚染原因者を除く。以下この条において同じ。)又は土地所

有者に対し、資料等調査又は土壌調査等を実施し、その結果を書面により報告するよう要請することができる。

2 市長は、土壌の汚染が原因で地下水汚染その他事業所の周辺環境における汚染があると明らかに認められる場合又は土壌の汚染の程度が著しい場合は、事業者又は土地所有者に対し、速やかに第82条第1項に規定する処理対策を実施し、その実施内容を書面により報告するよう要請することができる。

3 市長は、第82条第1項及び第2項に規定する処理対策を実施した事業者又は土地所有者に対し、当該処理対策を実施した後においても、地下水汚染その他事業所の周辺環境における汚染があると認められる場合は、規則で定めるところにより、当該処理対策の効果を確認し、その結果を書面により報告するよう要請することができる。

(記録の保管及び引継ぎ)

第87条 この節の規定に基づき調査又は処理対策を実施した者(以下「調査等実施者」という。)は、当該調査又は処理対策に関する記録を作成し、保管しておかなければならない。

2 調査等実施者は、事業者又は土地所有者に変更があった場合には、前項の記録を確実に引き継がなければならない。

3 前項の規定は、土壌汚染対策法の規定(第5条第2項を除く。)に基づく調査又は措置に係る記録を保管している者について準用する。この場合において、前項中「前項」とあるのは、「次項」と読み替えるものとする。

有者に対し、資料等調査又は土壌調査等を実施し、その結果を書面により報告するよう要請することができる。

2 市長は、土壌の汚染が原因で地下水汚染その他事業所の周辺環境における汚染があると明らかに認められる場合又は土壌の汚染の程度が著しい場合は、事業者又は土地所有者に対し、速やかに第82条第1項に規定する処理対策を実施し、その実施内容を書面により報告するよう要請することができる。

3 市長は、第82条第1項に規定する処理対策を実施した事業者又は土地所有者に対し、当該処理対策を実施した後においても、地下水汚染その他事業所の周辺環境における汚染があると認められる場合は、規則で定めるところにより、当該処理対策の効果を確認し、その結果を書面により報告するよう要請することができる。

(記録の保管及び引継ぎ)

第87条 この節の規定に基づき調査又は処理対策を実施した者(以下「調査等実施者」という。)は、当該調査又は処理対策に関する記録を作成し、保管しておかなければならない。

2 調査等実施者は、事業者又は土地所有者に変更があった場合には、前項の記録を確実に引き継がなければならない。

3 前項の規定は、土壌汚染対策法の規定(第5条第2項を除く。)に基づく調査又は措置に係る記録を保管している者について準用する。この場合において、前項中「前項」とあるのは、「次項」と読み替えるものとする。

